



く懲戒処分の結果、税理士登録を抹消されているMが作成した法人8社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人10名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計25件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

（事例17）

税理士Xは、自ら税理士資格を有しないNに依頼し、同様に法人25社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人30名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件を作成させる「名義貸し」行為を行った。

なお、当該税理士は、Nに対し、印鑑を預け自分の名義で署名押印することを許可していた。

（事例18）

税理士Xは、会計業務を業とし税理士資格を有しない株式会社Oの代表者から「1～2年したら会社をたたむ予定なので、その際にはあなたに顧客を全部任せたい。」と言われ、1年間にわたり、株式会社Oが作成した法人15社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人5名の所得税の確定申告書合計40件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

②二セ税理士の助長行為

（事例21）

税理士Xは、税理士資格を有しないQが税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でない契約を行うことができないう申告書の作成が可能ないソフトウェアを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。

は、自己が従事する開業税理士Xに指示され、1年半にわたり、会計業務を業とし税理士資格を有しないPが作成した法人30社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、個人50名の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計200件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

9 その他反職業倫理的行為

【条文】税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（事例20）

税理士Xは、会計業務を業とし税理士資格を有しないPから同人が作成した法人税の確定申告書に署名押印するよう依頼され、1年半にわたり、自己の税理士事務所の補助税理士Yに対し、当該確定申告書合計200件に署名押印するよう指示し、「名義貸し」行為を行わせた。

10 業務け怠

【条文】税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】戒告又は6月以内の税理士業務の停止

（事例24）

税理士Xは、関与先である法人4社の法人税等の確定申告書9件について、法定申告期限までの提出を怠り、青色申告の承認の取消しや無申告加算税の賦課など多大な損害を与えた。

（事例25）

税理士Xは、関与先である個人2名について、消費税課税事業者選択不適用届出書の提出を怠り、その結果申告義務が生じた消費税及び地方消費税に係る確定申告書2件について、法定申告期限までに提出していなかった。

11 その他反職業倫理的行為（業務上横領）

【条文】税理士法第37条違反、第46条該当

【量定】戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

果、税理士業務の停止処分を受けていたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

12 使用人等に対する監督義務違反（使用人の不正加担）

【条文】税理士法第41条の2違反、第46条該当

【量定】戒告又は1年以内の税理士業務の停止

（事例26）

税理士Xは、関与先である個人10名及び法人10社から預かった税理士報酬に係る源泉所得税を事務所運営資金に流用していた。

（事例27）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分の結果、税理士業務の停止中である税理士Sから依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計15件に署名押印し、報酬を得ていた。

（事例28）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分の結果、税理士業務の停止中である税理士Sから依頼を受け、同人が当該業務停止期間中に作成した法人税、所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書合計15件に署名押印し、報酬を得ていた。

（事例29）

税理士Xは、関与先である法人3社の法人税の確定申告について、使用人であるTが3社の代表者から依頼を受け、架空の外注費を計上するなどの脱税に加担し、謝礼金を受領していたにもかかわらず、監督を怠り、これを見逃した。

（事例30）

税理士Xは、税理士法人Uの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において、法人6社及び個人11名の申告書の作成を行った。

（事例31）

税理士Xは、税理士法人Uの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において、法人6社及び個人11名の申告書の作成を行った。

（事例32）

税理士Xは、税理士法人Uの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において、法人6社及び個人11名の申告書の作成を行った。

（事例33）

税理士Xは、税理士法人Uの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において、法人6社及び個人11名の申告書の作成を行った。

（事例34）

税理士Xは、税理士法人Uの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において、法人6社及び個人11名の申告書の作成を行った。

20 第1項該当

【量定】戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

（事例35）

税理士法人Zの社員税理士であるVは、関与先である有限会社Wの消費税及び地方消費税の確定申告書の作成を行った。

（事例36）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例37）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例38）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例39）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例40）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例41）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例42）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例43）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

（事例44）

税理士Xは、税理士法に基づき懲戒処分を受けたにもかかわらず、停止期間中に何ら業務停止の措置を講じず、関与先である個人7名の所得税の確定申告書を作成した。

○税理士法（昭和26年法律第237号）（抄）

（脱税相談等の禁止）

第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（懲戒の種類）

第44条 税理士に対する懲戒処分は、左の3種とする。

一 戒告

二 1年以内の税理士業務の停止

三 税理士業務の禁止

（脱税相談等をした場合の懲戒）

第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止をすることができる。

（税理士法人の社員は、税理士法第48条の14に規定する業務を行うものとする。）

第48条の14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。

（税理士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、税理士法

による不正税務書類の作成（関与先からの要請）として懲戒処分

【条文】税理士法第45条第1項該当

【量定】6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（一般の懲戒）

第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

申告に当たり、代表者からの求めに応じ、課税仕入れとならない給与を外注費と仮装することにより納付税額を不正に圧縮した申告書を作成した。

また、当該税理士法人においては、業務管理のための規定等が作成されていないほか、社員等の

業務の遂行状況についてチェックする体制が構築されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部管理体制等が整備されておらず、運営が著しく不当と認められた。

※社員税理士Vは、「故意

に生じた損害の額と推定する。

（違法行為等についての処分）

第48条の20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命じることができる。

第47条及び第48条の規定は、前項の処分について準用する。

第1項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

第1項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第2項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第3項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第4項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第5項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第6項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第7項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第8項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第9項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第10項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第11項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

第12項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。